別　紙

答申第６０号（諮問第７０号）

答　　申

第１　審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った部分開示決定（令和５年９月２１日付け千葉市指令財東一第２号。以下「本件処分」という。）に対し審査請求人が実施機関に行った審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、これを棄却すべきである。

第２　諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

１　公文書開示請求

審査請求人は、千葉市情報公開条例（平成１２年千葉市条例第５２号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、実施機関に対して、令和５年９月１０日付けで公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。請求内容は次のとおりである。

令和〇年（〇）第〇号慰謝料請求事件において、被告千葉市が準備書面（４）の２で、「執行停止を取り消した後、強制的な換価処分に着手する前に、本件滞納者に対し、「指定期日までに未納明細に記載のある執行停止取消し後の滞納市税の支払いがない場合には、強制的な換価処分の手続きをすすめる。」旨記載した文書を送付しているとの主張があった。

この「指定期日までに未納明細に記載のある執行停止取消し後の滞納市税の支払いがない場合には、強制的な換価処分の手続きをすすめる。」旨記載した文書について開示を求める。

なお、文書中記載の個人情報についてはマスクするものとする。

２　本件開示請求に対する決定について

実施機関は審査請求人に対して、開示請求の対象文書を「令和〇年〇月〇日付公売予告通知（〇千財東一第〇号）」（以下「開示決定文書」という。）と特定し、通知対象者の住所、氏名及び宛名番号並びに物件目録のうち不動産番号、所在及び地番を条例第７条第２号に該当するとして、未納金明細書のうち通知書番号、税額及び延滞金額を同条第１号に該当するとして、それぞれ不開示とする本件処分を行った。

３　本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和５年１１月２４日付けで審査庁に対し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第２条の規定に基づき本件審査請求を行った。

４　実施機関の弁明

実施機関は、本件審査請求に対し、法第９条第３項の規定による読替え後の法第２９条第２項の規定に基づき、令和５年１２月１１日付けで本件審査請求を棄却するとの裁決が妥当であるとする弁明書を作成し､同条第５項の規定に基づき、これを審査請求人に送付した。

５　諮問

実施機関は、条例第１９条第１項の規定に基づき、令和５年１２月２１日付け５千総政第３８１号により本審査会に諮問した。

第３　審査請求人の主張

審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

１　審査請求の趣旨

「本件処分を再決定する」又は「本件処分を取り消し、開示費用について返還を行う」との裁決を求める。

２　審査請求の理由

本件開示請求は令和〇年（〇）第〇号慰謝料請求事件（以下「本件訴訟」という。）において、被告千葉市が準備書面（４）の２（以下「準備書面」という。）にて、「執行停止を取り消した後、強制的な換価処分に着手する前に、本件滞納者に対し、「指定期日までに未納明細に記載のある執行停止取消し後の滞納市税の支払いがない場合には、強制的な換価処分の手続きをすすめる。」旨記載した文書を送付している」との主張に基づき、当該文書の開示を求めたものである。

即ち、本件開示請求の対象である文書は、以下の２点を満たす文書である。

（１）準備書面における被告千葉市主張の根拠文書

（２）「指定期日までに未納明細に記載のある執行停止取消し後の滞納市税の支払いがない場合には、強制的な換価処分の手続きをすすめる。」旨記載した文書

しかし、開示決定文書には、「指定期日までに未納明細に記載のある執行停止取消し後の滞納市税の支払いがない場合には、強制的な換価処分の手続きをすすめる。」旨の記載が無かった。

そのため、「指定期日までに未納明細に記載のある執行停止取消し後の滞納市税の支払いがない場合には、強制的な換価処分の手続きをすすめる。」旨記載さ

れた文書の開示と再決定又は当該文書が存在しない場合には部分開示決定の取消し及び開示費用の返還を求める。

第４　実施機関の説明の要旨

本件審査請求に対する実施機関の弁明書による説明の要旨は、次のとおりである。

１　本件処分の理由

審査請求人は、前記第２の１のとおり開示請求をし、実施機関は開示決定文書を特定し、本件処分を行った。

本件訴訟においては、特定の滞納処分の適正さについて争いとなっており、千葉市は本件訴訟における準備書面にて、当該滞納処分において現に送付した文書である開示決定文書を根拠として、「指定期日までに未納明細に記載のある執行停止取消し後の滞納市税の支払いがない場合には、強制的な換価処分の手続きを進める。」旨記載した文書を送付していると主張していた。

このため、準備書面を引用して行われた本件開示請求において、開示決定文書を特定し、前記第２の２のとおり条例第７条第２号前段又は同条第１号に該当する部分を不開示として、本件処分を行ったものである。

２　審査請求に対する弁明

（１）審査請求人は開示決定文書について前記第３の２（２）の条件を満たしていないと主張するが、開示決定文書が、準備書面において根拠とした「指定期日までに未納明細に記載のある執行停止取消し後の滞納市税の支払いがない場合には、強制的な換価処分の手続きを進める。」旨が記載された文書そのものであり、当該文書以外に特定すべき文書は存在しない。

（２）前記（１）のとおり、本件処分が取り消されるべき理由はないため、本件審査請求の趣旨のうち、開示費用を返還せよという主張について、返還すべき理由もない。

なお、審査請求が行政庁の処分（法第２条）又は不作為（法第３条）を争う制度であることから、当該主張は審査請求の対象になり得ない。

第５　審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

１　本件審査請求の争点について

本件開示請求は、本件訴訟における準備書面において、被告千葉市が「「指定期日までに未納明細に記載のある執行停止取消し後の滞納市税の支払いがない場

合には、強制的な換価処分の手続きをすすめる。」旨記載した文書を送付している」との主張をしており、当該旨記載した文書の開示を求めるものである。

審査請求人は開示請求をした文書について、前記第３の２（１）及び（２）の２点を満たす文書であり、開示された文書には同（２）の旨の記載が無いと主張している。

一方、実施機関においては、開示決定文書が、準備書面において根拠とした、前記第３の２（２）の旨の記載されている文書そのものであり、当該文書以外に特定すべき文書は存在しないと主張している。

このことから、本件開示請求における文書の特定について、前記第３の２（２）の旨の記載がされているか否かが争点となっているものであると認められるため、本審査会はこの点を踏まえて実施機関の文書の特定に誤りが無かったかについて審査する。

２　前記第３の２（２）の旨の記載の有無について

（１）本審査会による開示決定文書の見分

本審査会にて開示決定文書を見分したところ、特定された文書は「公売の予告」という表題であり、①別紙明細書に記載の滞納税額が滞納状態にあること、②指定期日である令和○年○月○日までに完納されない場合には既に差し押さえている別紙物件目録に記載の物件の公売を進めることが記載されていた。物件目録には差押えされている不動産ごとの不動産番号、所在、地番、地目及び地積が記載され、未納金額明細書には滞納者の氏名、住所、調定・課税年度、税目・納期限、通知書番号・期別（月）、税額、延滞金額及び備考が記載されていると認められた。このことから、開示決定文書は、外形からは概ね前記第３の２（２）と同様の内容が盛り込まれていることを確認した。

（２）実施機関からの説明の聴取について

本審査会から実施機関に聴取したところ、本件訴訟においては、特定の滞納処分の適正さについて争いになっており、被告千葉市は当該滞納処分において現に送付した文書である開示決定文書を根拠として「「指定期日までに未納明細に記載のある執行停止取消し後の滞納市税の支払いがない場合には、強制的な換価処分の手続きを進める。」旨記載した文書を送付している」と主張したとのことであり、その根拠及び認否については千葉市以外判断できないものであるとのことであった。

また、本審査会から他に特定すべき文書が存在するかを確認するため、当該滞納処分において開示決定文書以外に本件滞納者に対して送付した文書が存在するか確認したところ、当該滞納処分は令和○年○月○日に執行された執行停止の取消処分についてであり、被告千葉市の準備書面は令和○年○月○日付けであることから、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの期間内に送付された文書が本件開示請求の対象となる文書になりえるとの前置きの上で、当該期間に実施機関が本件滞納者に送付した文書は、開示決定文書と参加差押解

除通知の２通のみであり、参加差押解除通知は参加差押を解除したことを知らせる文書であることから、審査請求人が請求する文書ではない事は明白であるとのことであった。

なお、開示決定文書である「公売の予告」通知は、記載内容も画一的なものであり、「公売の予告」通知以外に審査請求人が主張するような文言が記載されている文書もないということであった。

３　結論

以上の事実確認において、開示決定文書は、外形からは概ね前記第３の２（２）と同様の内容が盛り込まれていることが確認できること並びに他に前記第３の２（２）の旨記載されている文書が存在すること及び実施機関の主張を覆すに足りる証拠又は審査請求人の主張も確認されないことから、実施機関による文書の特定に誤りがあったとは認められない。

したがって、実施機関が開示決定文書を特定して行った本件処分は妥当である。

＜参考＞

答申に至る経過

年　月　日	内　　容
令和　６年１０月３０日	実施機関から諮問書並びに審査請求書及び弁明書の写しを受理
令和　６年　２月２９日	審議（第１７０回情報公開審査会）
令和　６年　７月１８日	審議（第１７２回情報公開審査会）
令和　６年１０月　８日	審議（第１７３回情報公開審査会）
令和　６年１２月２４日	審議（第１７４回情報公開審査会）

千葉市情報公開審査会委員名簿
（令和６年１０月１日～令和８年９月３０日）

氏　　名	役　　職	備　　考
大久保　佳　織	弁護士	
大　林　啓　吾	慶応義塾大学法学部政治学科教授	
田部井　　彩	中央学院大学法学部准教授	職務代理者
皆　川　宏　之	千葉大学大学院社会科学研究院教授	会　　長
米　良　英　剛	弁護士	